

官民競争入札等監理委員会
(公物管理分科会)
ヒアリング資料

工業用水道分野

平成19年6月12日
経済産業省

1. 工業用水道事業の現状

(1) 経緯

我が国の工業用水道事業は、昭和30年代初めの地下水過剰汲み上げによる地盤沈下を防止するために始まり、その後、地域の産業基盤施設として発展。

なお、海外においては、こうした工業専用の水道は見られない。

(2) 工業用水道事業者の状況

長野県、山梨県、奈良県を除く44都道府県において整備されており、150の地方自治体等が事業主体となって、246の事業が運営されている(平成19年4月1日現在)。

< 事業主体別事業者数(事業数) >

都道府県	41事業者(122事業)
政令市	7事業者(10事業)
市町村	92事業者(104事業)
企業団(1)	8事業者(8事業)
その他(民間会社、独法)(2)	2事業者(2事業)

注) 1:企業団とは複数の地方自治体により構成されている一部事務組合をいう。

2:その他2事業者は、地方自治体が整備した施設の移管を受けた事業(株式会社)と、産炭地域振興対策の一環として整備された事業(独法中小企業基盤整備機構)。

(3) 受水企業の状況

全国の工業用水道事業から受水している給水先数は6,200事業所であり、一工業用水道事業あたりの平均給水先は25事業。また、24時間受水している事業所も多い。

このため、受水企業と工業用水道事業者とは密接な関係が構築されている。

(4)主要課題

施設整備の状況

建設以降、長期間が経過しており、施設の老朽化が進展

< 建設開始時期別事業数 >

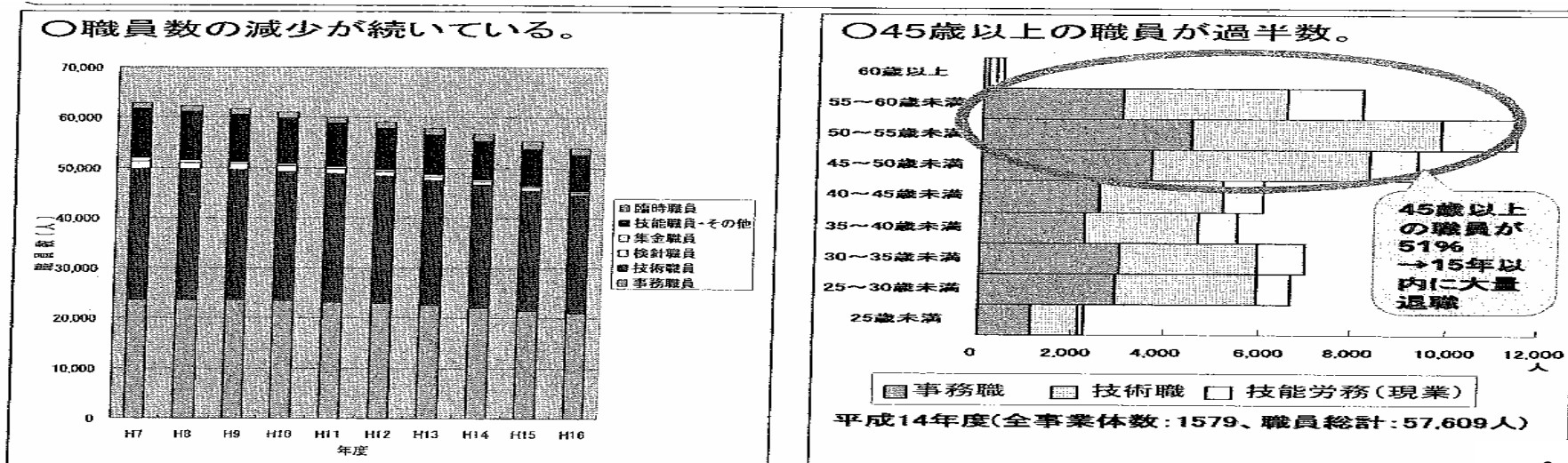
1960年度以前	37事業
1961～1970年度	75事業
1971～1980年度	52事業
1981～1990年度	48事業
1991年度以降	34事業
計	246事業

(産業施設課調べ)

施設管理の状況

職員数は減少しており、また、近い将来に見込まれる経験豊富な職員の多数退職により、技術の承継が課題

< 参考: 水道事業における従業員数の推移及び年齢構成 >



(出典: 水道分野の官民競争入札等監理委員会ヒアリング資料)

課題、対応の方向性及び具体的対応

課題1) 施設老朽化

維持管理のための情報収集・分析が不十分。
老朽度の把握が不十分なため老朽度に応じた施設更新ができていない可能性あり。

対応の方向性

適切な維持補修による施設の延命化

具体的対応

維持補修、運転管理の方法等についての共同研修の促進
関連分野の工法・技術の広報

今後の抜本的強化が課題

課題2) 職員数の減・今後の退職

近い将来の技術ノウハウを持つ職員の退職。
技術ノウハウの継承が不十分なため、職員の退職とともに技術レベルが低下するおそれあり。

対応の方向性

民間事業者の活用
< 直営管理部分を残しつつ、他の部分の運転管理を民間に委託 >
(注) 直営管理を行わなければ、民間事業者の評価ができない

具体的対応

以下の手法等の積極的活用

- 部分業務委託(夜間監視等)
- 包括的民間委託(個別浄水場の運転管理等)
- PFI事業(個別浄水場の建設・運転管理等)
- 指定管理者制度

今後の一層の導入が課題

《民間事業の活用について》

疑問点：なぜ、工業用水道事業における民間事業の活用が、積極的に行われていないのか。

- 仮説：**
- 1) ほとんどの工業用水道事業者は、文書等により明確にされた運転管理マニュアルを持っていない。
 - 2) すなわち、外部の運転管理受託者が負うべき責任と、施設所有者としての工業用水道事業者が負うべき責任が区分できない状況。このため、今後発生しうる施設の事故(例えば、施設老朽化による漏水事故)による損害への責任分担が明確でない。
 - 3) 従って、民間事業者は運転管理を受託しにくく、工業用水道事業者も民間事業者の実施状況を評価できない状況。

国の対応： 工業用水道事業者に対し、適切な運転管理マニュアル(運転管理受託者を評価するマニュアルとして活用するもの)を策定することを懇請

一般的運転管理マニュアルの原案の検討及び、その工業用水道事業者に対する提案

地方分権推進の基本方針の下での国の工業用水道事業に係る政策のスタンス

1. 工業用水道事業は、基本的に、地方自治体が自らの責任の下に運営しているもの。国の工業用水道事業政策は、基本的に、工業用水道事業者(地方自治体)への適切な情報提供などのアドバイス。
2. 工業用水道事業法における国と工業用水道事業者(地方自治体)との関係は、原則、工業用水道事業者の国への「届出」にとどまる。
3. 今後とも、工業用水道事業者(地方自治体)の自主的運営を最大限尊重し、その支援を行う方針で、所要の対策を講じることとしたい。